

契約締結前交付書面

〔別冊〕

商品先物取引

(通常取引契約)

項目	
● 主要上場商品の取引要綱	1
● サーキットブレーカー制度	2
● サーキットブレーカー制度	3
● 損益計算の具体例	4
● お取引の具体的な計算例	5
● 充用有価証券の種類・銘柄と充用価格の基準	7
● 注文の種類及び約定条件について	8
● サンワードC X オンラインログインについて	18
● お知らせ	
● 金オプション取引に関する売買数量の制限について	
● 日本商品委託者保護基金 事務所移転のお知らせ	
● 受託契約準則の変更について	

主要上場商品の取引要綱

◆ 東京商品取引所 ◆

	商品名	呼値(約定値段の対象単位)	呼値単位	取引単位	倍率	〇〇円値動きしたときの売買差損益	立会時間(夜間) (日中)	限月
貴 金 属	金							
	標準取引 (東京金)	1g	1円	1kg	1000倍	10円 → 10 X 1,000 = 10,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
	ミニ取引 (東京金ミニ)	1g	1円	100g	100倍	10円 → 10 X 100 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
	限日取引 (ゴールドスポット)	1g	1円	100g	100倍	10円 → 10 X 100 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	(取引の期限) 1計算区域
	金先物 (オプション)	1g	1円	100g	100倍	10円 → 10 X 100 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
	銀							
	標準取引 (東京銀)	1g	10銭	10kg	10,000倍	1円 → 1 X 10,000 = 10,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
	白金							
	標準取引 (東京白金)	1g	1円	500g	500倍	10円 → 10 X 500 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
	ミニ取引 (東京白金ミニ)	1g	1円	100g	100倍	10円 → 10 X 100 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
限日取引 (プラチナスポット)	1g	1円	100g	100倍	10円 → 10 X 100 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	(取引の期限) 1計算区域	
パラジウム								
パラジウム (東京パラジウム)	1g	1円	500g	500倍	10円 → 10 X 500 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月	
石 油	原油							
	ブラッドパイ原油 (パイ原油)	1kl	10円	50kl	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月
	ガソリン							
	バージガソリン	1kl	10円	50kl	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月
	中京ローリーガソリン (中京ガソリン)	1kl	10円	10kl	10倍	100円 → 100 X 10 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月
	バージガソリン スワップ	1kl	10円	50kl	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続7限月
	ローリーガソリン スワップ	1kl	10円	10kl	10倍	100円 → 100 X 10 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続7限月
	灯油							
	バージ灯油	1kl	10円	50kl	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月
	中京ローリー灯油 (中京灯油)	1kl	10円	10kl	10倍	100円 → 100 X 10 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月
	ブラッドバージ灯油スワップ (バージ灯油スワップ)	1kl	10円	50kl	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続7限月
	ブラッドローリー灯油スワップ (ローリー灯油スワップ)	1kl	10円	10kl	10倍	100円 → 100 X 10 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続7限月
	軽油							
	バージ軽油	1kl	10円	50kl	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月
	ブラッドバージ軽油スワップ (バージ軽油スワップ)	1kl	10円	50kl	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続7限月
ブラッドローリー軽油スワップ (ローリー軽油スワップ)	1kl	10円	10kl	10倍	100円 → 100 X 10 = 1,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続7限月	
ゴ ム	ゴ ム							
	ゴム (ゴムRSS3)	1kg	10銭	5t	5,000倍	1円 → 1 X 5,000 = 5,000円	16:30~19:00 08:45~15:15	連続6限月
	ゴム (ゴムTSR20)	1kg	10銭	5t	5,000倍	1円 → 1 X 5,000 = 5,000円	16:30~19:00 08:45~15:15	連続6限月
農 産 物	農 産 物							
	小豆 (東京小豆)	1紙袋 (30kg)	10円	80袋 (2,400kg)	80倍	100円 → 100 X 80 = 8,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	連続6限月
	一般大豆 (東京一般大豆)	1t	10円	25t	25倍	100円 → 100 X 25 = 2,500円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 偶数月
	とうもろこし (東京とうもろこし)	1t	10円	50t	50倍	100円 → 100 X 50 = 5,000円	16:30~翌日5:30 08:45~15:15	12ヵ月以内の 奇数月

◆ 大阪堂島商品取引所 ◆

	商品名	呼値	呼値単位	取引単位	倍率	〇〇円値動きしたときの売買差損益	立会時間	限月
コ メ	コ メ							
	コメ (東京コメ)	1俵 (60kg)	10円	200俵 (12,000kg)	200倍	100円 → 100 X 200 = 20,000円	9:00 10:00 11:00 13:00 14:00 15:00	連続6限月

※東京商品取引所の金(ミニ取引)、白金(ミニ取引)、原油、バージガソリンスワップ、ローリーガソリンスワップ、バージ灯油スワップ、ローリー灯油スワップ、バージ軽油スワップ及びローリー軽油スワップの取引方法は、現金決済先物取引です。

※東京商品取引所の金(限日取引)、白金(限日取引)の取引方法は、限日現金決済先物取引です。

※売買差損益には、委託手数料は含まれていません。また、立会時間、限月等は変更することがあります。

※取引所では、夜間立会(夕方から夜間又は翌朝にかけて連続して行われる立会い)及び日中立会(午前から午後にかけて連続して行われる立会い)という区分で立会いが行われています。なお、前日から始まる夜間立会は、当日の日中立会と同じ日付の取引として取り扱われます。

サーキットブレーカー制度①

サーキットブレーカー（SCB）

① 東京商品取引所発表によるサーキットブレーカー幅は以下の通りです。

(2018年10月現在)

商品名	SCB幅	中断時間
東京金（ミニ・限日・オプション）	800円	取引所が必要と認めた時間
東京銀	30.0円	
東京白金（ミニ・限日）	800円	
東京パラジウム	300円	
バージガソリン	24,000円	
バージガソリンスワップ	10,000円	
ローリーガソリンスワップ	10,000円	
バージ灯油	24,000円	
バージ灯油スワップ	10,000円	
ローリー灯油スワップ	10,000円	
ドバイ原油	24,000円	
バージ軽油	10,000円	
バージ軽油スワップ	10,000円	
ローリー軽油スワップ	10,000円	
中京ガソリン	10,000円	
中京灯油	10,000円	
ゴム（RSS3）	20.0円	
ゴム（TSR20）	20.0円	
東京とうもろこし	1,500円	
東京一般大豆	4,800円	
東京小豆	700円	

※ サーキットブレーカー（SCB）の発動は、市場状況を勘案した上で東京商品取引所が必要と認めた場合とし、当分の間は発動させない（立会の一時中断は行わない）方針としています。

② 大阪堂島商品取引所では、サーキットブレーカー制度とは別に、急激な価格変動による混乱を防止するため、商品ごとに1日のうちの値動きの幅を制限しており、これを値幅制限といいます。大阪堂島商品取引所の東京コメの値幅制限は、原則、適用月の平均帳入値段に値幅制限係数を乗じて算出される額を基準とし、100円刻みで設定します。

※ 平均帳入値段とは、適用月の前月の最終3営業日を除く全営業日における帳入値段を平均して算出されます。

※ 値幅制限係数とは、国内市場の動向等を勘案し、毎月市場管理委員会で決定されます。

※ 制限値幅は、取引所において変更される可能性があります。その解除時期等については、大阪堂島商品取引所のホームページをご覧ください

サーキットブレーカー制度②

即時約定可能値幅(DCB)

東京商品取引所発表による即時約定可能値幅は以下の通りです。

(2018年10月現在)

商品名	DCB幅	中断時間
東京金 (ミニ・限日・オプション)	40円	30秒間
東京銀	1.0円	
東京白金 (ミニ・限日)	40円	
東京パラジウム	30円	
バージガソリン	1000円	
バージガソリンスワップ	1000円	
ローリーガソリンスワップ	1000円	
バージ灯油	1000円	
バージ灯油スワップ	1000円	
ローリー灯油スワップ	1000円	
ドバイ原油	1000円	
バージ軽油	1000円	
バージ軽油スワップ	1000円	
ローリー軽油スワップ	1000円	
中京ガソリン	1000円	
中京灯油	1000円	
ゴム (RSS3)	5.0円	
ゴム (TSR20)	5.0円	
東京とうもろこし	250円	
東京一般大豆	500円	
東京小豆	100円	

- ※1 寄板あわせ時(日中立会、夜間立会とも)には即時約定可能値幅は設定されません。
- ※2 引板あわせ時(日中立会、夜間立会とも)には即時約定可能値幅内で注文が対当した場合に約定が成立します。
- ※3 DCB後の板あわせ時には即時約定可能値幅で注文が対当した場合に約定が成立します。
- ※4 サーキットブレーカー(SCB)後の板あわせ時には即時約定可能値幅は設定されません。
- ※5 FokではDCBは発動しません。
- ※6 即時約定可能値幅は定期的に見直されます。

損益計算の具体例

- 東京商品取引所の「白金(標準取引)」を1g 5,000円の約定値段で3枚買った場合
(1枚あたりの委託手数料を片道5,400円、往復10,800円とします)

⇒5,120円/gに値上がりしたときに転売すると

売値	買値	1gあたりの差益
5,120円	5,000円	= 120円

1gあたりの差益	倍率	1枚あたりの差益
120円	× 500倍	= 60,000円

1枚あたりの差益	売買枚数	売買差益
60,000円	× 3枚	= 180,000円

* 3枚分の委託手数料は

新規	仕切り	売買枚数	往復手数料
(5,400円+5,400円)		× 3枚	= 32,400円

実質的な利益金は

売買差益	往復手数料
180,000円	- 32,400円
= 147,600円	

⇒4,930円/gに値下がりしたときに転売すると

売値	買値	1gあたりの差損
4,930円	5,000円	= ▲ 70円

1gあたりの差損	倍率	1枚あたりの差損
▲ 70円	× 500倍	= ▲ 35,000円

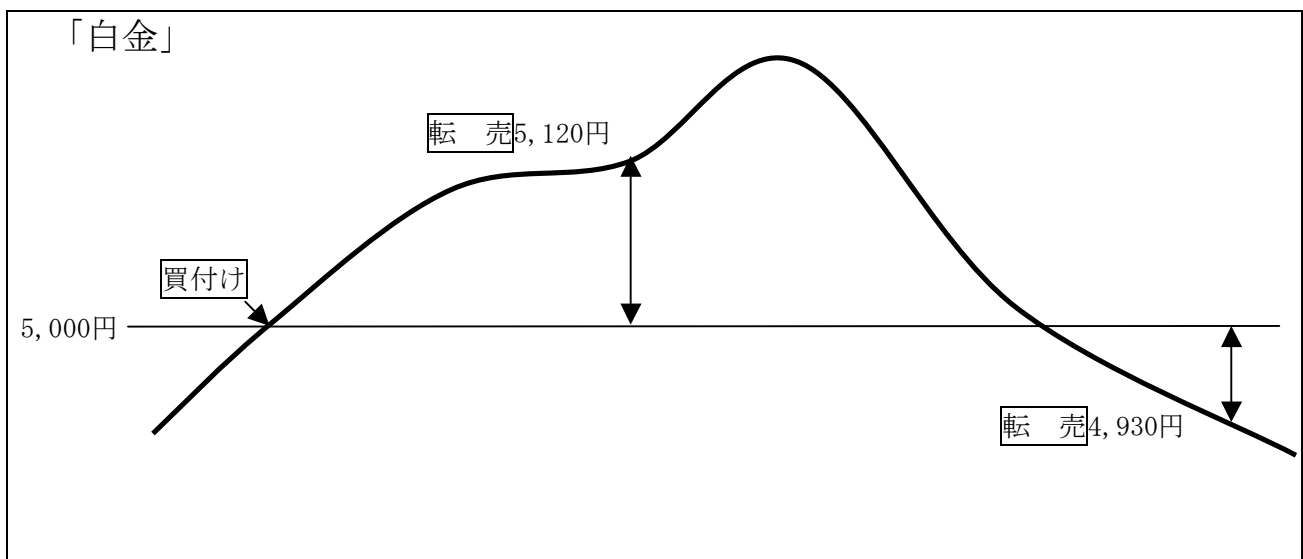
1枚あたりの差損	売買枚数	売買差損
▲ 35,000円	× 3枚	= ▲ 105,000円

* 3枚分の委託手数料は

新規	仕切り	売買枚数	往復手数料
(5,400円+5,400円)		× 3枚	= 32,400円

実質的な損失金は

売買差損	往復手数料
▲ 105,000円	- 32,400円
= ▲ 137,400円	



お取引の具体的な計算例（買いの場合）

■ 東京商品取引所の「金（標準取引）」を 1 g 4,400円の約定値段で5枚買った場合

（当社の委託者証拠金を「金」1枚120,000円とすると、5枚では600,000円となり、証拠金として現金で1,000,000円を預託した場合。）

【値洗益が出る場合】 <=価格が買値より上昇した場合>

帳入値段が4,450円になった場合

帳入値段		買値		1gあたりの値洗益
4,450円	－	4,400円	=	50円
1gあたりの値洗益		倍率		1枚あたりの値洗益
50円	×	1,000倍	=	50,000円
1枚あたりの値洗益		売買枚数		値洗益
50,000円	×	5枚	=	<u>250,000円</u>

※ 当社では値洗益の出金及び値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。

受入証拠金の総額		委託者証拠金		預り証拠金余剰額
1,000,000円	－	600,000円	=	<u>400,000円</u>

【値洗損が出る場合】 <=価格が買値より下落した場合>

帳入値段が4,300円になった場合

帳入値段		買値		1gあたりの値洗損
4,300円	－	4,400円	=	▲100円
1gあたりの値洗損		倍率		1枚あたりの値洗損
▲100円	×	1,000倍	=	▲100,000円
1枚あたりの値洗損		売買枚数		値洗損
▲100,000円	×	5枚	=	▲500,000円

預り証拠金額		値洗損金		受入証拠金の総額
1,000,000円	－	500,000円	=	500,000円
受入証拠金の総額		委託者証拠金		総額の不足額
500,000円	－	600,000円	=	<u>▲100,000円</u>

このときに、金の買建玉5枚をそのまま仕切らずに維持する場合には、
「総額の不足額」の100,000円を翌営業日の正午までに預託する必要があります。

お取引の具体的な計算例（売りの場合）

■ 東京商品取引所の「金（標準取引）」を1g 4,400円の約定値段で5枚売った場合

（当社の委託者証拠金を「金」1枚120,000円とすると、5枚では600,000円となり、証拠金として現金で1,000,000円を預託した場合。）

【値洗益が出る場合】 <=価格が売値より下落した場合>

帳入値段が4,350円になった場合

売値		帳入値段		1gあたりの値洗益
4,400円	－	4,350円	＝	50円
1gあたりの値洗益		倍率		1枚あたりの値洗益
50円	×	1,000倍	＝	50,000円
1枚あたりの値洗益		売買枚数		値洗益
50,000円	×	5枚	＝	<u>250,000円</u>

※ 当社では値洗益の出金及び値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。

受入証拠金の総額		委託者証拠金		預り証拠金余剰額
1,000,000円	－	600,000円	＝	<u>400,000円</u>

【値洗損が出る場合】 <=価格が売値より上昇した場合>

帳入値段が4,500円になった場合

売値		買値		1gあたりの値洗損
4,400円	－	4,500円	＝	▲100円
1gあたりの値洗損		倍率		1枚あたりの値洗損
▲100円	×	1,000倍	＝	▲100,000円
1枚あたりの値洗損		売買枚数		値洗損
▲100,000円	×	5枚	＝	▲500,000円

預り証拠金額		値洗損金		受入証拠金の総額
1,000,000円	－	500,000円	＝	500,000円
受入証拠金の総額		委託者証拠金		総額の不足額
500,000円	－	600,000円	＝	<u>▲100,000円</u>

このときに、金の売建玉5枚をそのまま仕切らずに維持する場合には、
「総額の不足額」の100,000円を翌営業日の正午までに預託する必要があります。

充用有価証券の種類・銘柄と充用価格の基準

種類・銘柄		充用価格の基準
1.	国債	
	(1)利付国債	
	①超長期・長期	額面金額の80%
	②中期	額面金額の85%
	(2)割引国債	額面金額の75%
2.	地方債	額面金額の85%
3.	日本銀行出資証券	時価の85%
4.	特殊債	額面金額の80%
5.	社債	額面金額の65%
6.	一部上場転換社債型新株予約権付社債	額面金額の50%
7.	株式	
	(1)一部上場銘柄	時価の70%
	(2)二部上場銘柄	時価の60%
	(3)ジャスダック銘柄	時価の50%
8.	証券投資信託受益証券	
	(1)上場証券投資信託受益証券	時価の65%
	(2)証券投資信託受益証券	基準価格の65%
9.	貸付信託受益証券	額面金額の70%
10.	指定倉荷証券	時価の70%

- ※1. 充用できるのは、上記のうち商品取引所及び(株)日本商品清算機構が指定したものに限りま
す。
- ※2. 上記の充用価格の算出基準日は、毎月10日(休日の場合は順次繰り上げる)とし、実施期間
はその月の25日から翌月24日までとなっています。しかし、時価が充用価格を下回った時は算出
基準日以外でも充用価格が変更されることがあります。
- ※3. クローズド期間中の証券投資信託受益証券及び信託契約取扱期間終了の日から1年を経過し
ない貸付信託受益証券は充用できません。

注文の種類及び約定条件について

発注時には、「注文の種類」及び「約定条件」等の指定が必要となります。注文の内容及び発注時の状況によっては、思惑より大きく乖離して約定する場合がありますので、発注の際は現在の価格や気配値を確認していただくなど十分ご注意ください。

① 当社が取り扱う注文種類及び約定条件は、下記の通りです。

	注文の種類	約定条件
(1)	指値注文	フィル・アンド・ストア Fill and Store (FaS)
(2)	指値注文	フィル・アンド・キル Fill and Kill (FaK)
(3)	指値注文	フィル・オア・キル Fill or Kill (FoK)
(4)	成行注文	フィル・アンド・キル Fill and Kill (FaK)
(5)	成行注文	フィル・オア・キル Fill or Kill (FoK)
(6)	対当値段条件付注文	フィル・アンド・ストア Fill and Store (FaS)
(7)	対当値段条件付注文	フィル・アンド・キル Fill and Kill (FaK)
(8)	対当値段条件付注文	フィル・オア・キル Fill or Kill (FoK)
(9)	引成注文	フィル・アンド・キル Fill and Kill (FaK)
(10)	引指注文	フィル・アンド・ストア Fill and Store (FaS)
(11)	引指注文	フィル・アンド・キル Fill and Kill (FaK)
(12)	逆指注文	指値，成行等を組み合わせるため、それらの注文種類と約定条件を指定

② 約定条件

約定条件には以下の3種類あり、注文を出す際には「注文の種類」と合わせて指定する必要があります。

- フィル・アンド・ストア (Fill and Store : FaS)
＝約定できる数量は約定し、残枚数は板に残る。
- フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK)
＝約定できる数量は約定し、残枚数はキャンセルされる。
- フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK)
＝全量約定するか、全量約定できない場合はキャンセルされる。

③ 大阪堂島商品取引所における基本的な注文の種類

大阪堂島商品取引所の商品を取引する場合の基本的な注文としては、「成行（取引する価格を指定しない）」と「指値（取引する価格を指定する）」の2種類になります。

I. 注文の種類

■指値注文

価格を指定して発注する売買注文です。

売り注文は指定価格以上で、買い注文は指定価格以下で約定します。

(1) フィル・アンド・ストア (Fill and Store : FaS) で発注した場合

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円で買 50 枚を FaS で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102	50	50
30	40	101	50	
10	10	100	50	
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

102 円で買 50 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	30	104		
20	20	103		
		102	10	10
		101	10	
		100	10	
		99	10	
		98	10	
		97	30	20
		96	30	

50 枚のうち、100 円で 10 枚、101 円で 30 枚が約定する。残り 10 枚は 102 円の指値で板に残る。

(2) フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK) で発注した場合

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円で買 50 枚を FaK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102	50	50
30	40	101	50	
10	10	100	50	
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

102 円で買 50 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	30	104		
20	20	103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

50 枚のうち、100 円で 10 枚、101 円で 30 枚が約定する。残り 10 枚は板に残らず、キャンセルされる。

(3) -1 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量約定するケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円で買 30 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102	30	30
30	40	101	30	
10	10	100	30	
		99	30	
		98	30	
		97	50	20
		96	50	

102 円で買 30 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	40	104		
20	30	103		
	10	102		
10	10	101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

100 円で 10 枚が、101 円で 20 枚が約定し、30 枚全量約定する。

(3) -2 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量キャンセルされるケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円で買 50 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円では 50 枚のうち 40 枚しか約定できず、50 枚全量が約定できないため、全量キャンセルされる。

■成行注文

価格を指定しないで発注する売買注文です。

対当する注文があれば即時に約定しますが、対当する注文がない場合キャンセルされます。

(約定条件の種類に応じてキャンセルされる枚数は異なります)

(4) フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK) で発注した場合

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 100 枚を FaK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104	100	
20	60	103	100	
	40	102	100	
30	40	101	100	
10	10	100	100	
		99	100	
		98	100	
		97	120	20
		96	120	

買 100 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

100 枚のうち、100 円で 10 枚、101 円で 30 枚、103 円で 20 枚、104 円で 10 枚が約定する。
残り 30 枚は板に残らず、キャンセルされる。

(5) -1 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量約定するケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104	50	
20	60	103	50	
	40	102	50	
30	40	101	50	
10	10	100	50	
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

買 50 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	20	104		
10	10	103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

100 円で 10 枚が、101 円で 30 枚が、103 円で 10 枚が約定し、50 枚全量約定する。

(5) -2 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量キャンセルされるケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 100 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

サーキットブレーカー内には、注文が 70 枚しかなく、全量約定できないため、全量キャンセルされる。

■ 対当値段条件付注文

価格を指定しないで、発注する売買注文で、受付時の注文状況（板状況）に応じて、次のとおり取り扱われます。

- 反対サイドに気配（売注文であれば買気配、買注文であれば売気配）がある場合は、その最良気配価格の指値注文として登録されます。
- 一部約定したときの残枚数は、約定条件を「FaS」とすると当該価格の指値注文として登録されます。なお、当該価格の約定優先順位は「1位」となります。
- 反対サイド又は反対サイド及び同サイドに注文がない場合は注文がキャンセルされます。

(6)－1 フィル・アンド・ストア (Fill and Store : FaS) で発注した場合【反対サイドに注文あり】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FaS で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100	50	50
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

反対サイドの最良気配値である 100 円の買指値として登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	60	104		
20	50	103		
	30	102		
30	30	101		
		100	40	40
		99	40	
		98	40	
		97	60	20
		96	60	

50 枚のうち、100 円で 10 枚約定する。
残り 40 枚は 100 円で板に残る。

(6)－2 フィル・アンド・ストア (Fill and Store : FaS) で発注した場合【反対サイドに注文なし】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FaS で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

反対サイド(売)に注文がない場合、キャンセルされる。

(6)－3 フィル・アンド・ストア (Fill and Store : FaS) で発注した場合【両サイド共に注文なし】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97		
		96		

買 50 枚を FaS で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97		
		96		

反対サイド、同サイド共に注文がない場合、キャンセルされる。

(7) -1 フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK) で発注した場合【反対サイドに注文あり】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FaK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100	50	50
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

反対サイドの最良気配値である 100 円の買指値として登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	60	104		
20	50	103		
	30	102		
30	30	101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

50 枚のうち、100 円で 10 枚が約定する。
残り 40 枚はキャンセルされる。

(7) -2 フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK) で発注した場合【反対サイドに注文なし】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FaK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

反対サイドに注文がない場合、キャンセルされる。

(7) -3 フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK) で発注した場合【両サイド共に注文なし】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97		
		96		

買 50 枚を FaK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97		
		96		

反対サイド、同サイド共に注文がない場合、キャンセルされる。

(8) -1 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量約定するケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 10 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100	10	10
		99	10	
		98	10	
		97	30	20
		96	30	

反対サイドの最良気配値である 100 円の買指値として登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	60	104		
20	50	103		
	30	102		
30	30	101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

100 円で 10 枚全量が約定する。

(8) -2 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量キャンセルされるケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

50 枚の注文に対し、反対サイドの最良気配値に 10 枚あるが、全量約定しないため、全量キャンセルされる。

(8) -3 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量キャンセルされるケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

反対サイドに注文がない場合、キャンセルされる。

■引成注文・引指注文

引成注文＝発注した立会（日中又は夜間）の引板合わせ時に成行注文として扱われます。約定しなかった場合はキャンセルされます。

引指注文＝発注した立会（日中又は夜間）の引板合わせ時に指値注文として扱われます。約定しなかった場合は、指定した有効期限まで指値注文として扱われます（注文属性「FaS」を指定した場合）。

- 発注した場合の具体例は、それぞれ成行、指値をご参照ください。
- 引成の注文属性は、FaKのみとなっております。
- 引指の注文属性は、FaSとFaKのみとなっております。

■ 逆指注文

「どんな状況が起きたら発注するか」という条件を指定して注文する方法であり、マーケットが条件を満たした後に、注文（指値、成行など指定できます）が有効となります。

従いまして、①どんな状況が起きたら発注するか（コンバート条件）と②条件を満たした後の注文を指定する必要があります。

① コンバートする条件（トリガ条件）

- 直近の約定値段が指定する値段以上（又は以下）となった場合

② コンバート後の注文

- 指値、成行、対当値段条件付

※なお、逆指注文は、同注文の設計上、執行されない場合もありますのでご注意ください。
また、オプション取引には指定できません。

(9) 【例】 同一商品・同一限月

直近の約定値段が100円以上になったら、102円の買の指値をFaSで発注

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

「直近の約定値段が 100 円以上になったら、102 円の買の指値を 30 枚 FaS で発注する」というストップ注文を発注



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101	50	50
10	10	100	50	
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

左の状態、他から 101 円の買の指値が 50 枚 FaS で発注された。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	30	104		
20	20	103		
		102		
		101	10	10
		100	10	
		99	10	
		98	10	
		97	30	20
		96	30	

50 枚のうち、100 円で 10 枚、101 円で 30 枚が約定し、残り 10 枚は 101 円で板に残る。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	30	104		
20	20	103		
		102	30	30
		101	40	10
		100	40	
		99	40	
		98	40	
		97	60	20
		96	60	

「直近の約定値段が 100 円以上になったら」というコンバート条件を満たしたため、「102 円の買の指値を 30 枚 FaS で発注する」により板に登録される。

II. 売買注文の有効期限

約定条件「FaS」を指定した場合の有効期限は以下の通りです。

- ① 1セッション限り（当該セッション限り）
 - 日中立会に発注した場合は、その日中立会終了まで有効
 - 夜間立会に発注した場合は、その夜間立会終了まで有効
- ② 日付指定（本営業日から暦日で254日後の日中立会終了まで有効）

「サンワード CX オンライン」へのログインについて

この度は、商品先物取引契約の締結をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。
います。

弊社の商品先物取引の取引システムである「サンワード CX オンライン」は、弊社から交付されるお客様専用の「ID」及び「パスワード」を入力することによって、お客様の取引状況又は市況情報等を確認できる他、お客様ご自身で直接ご注文を発注することができるシステムです。

「サンワード CX オンライン」へのログインは、弊社のホームページからアクセスすることが出来ますが、万が一、弊社のホームページにアクセスできない場合等が生じた際には、

「サンワード CX オンラインの PC ログイン URL (<http://bt.sunward-t.jp/2wn2yx9>)」にアクセスしていただくか、又は下記の QR コードの URL より、アクセスしてください。

	スマートフォン版 ログイン URL		モバイル版 ログイン URL
---	----------------------	--	-------------------

また、弊社は、上記の「サンワード CX オンライン」の他、スマートフォン又はタブレット等で、お客様の取引状況若しくは市況情報等を確認し、直接ご注文を発注することができるアプリケーション(「**サンワード CX**」)も取り扱っておりますので、「App Store (ios の場合)」又は「Google Play Store (Android の場合)」からダウンロードしてください。

平成27年6月

お客様各位

サンワード貿易株式会社

お知らせ

拝啓 初夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

さて、弊社は、契約締結前交付書面（通常取引契約）内の「14. 商品先物取引法施行規則第102条の2について」に記載されている「商品先物取引法施行規則第102条の2第2号に関する取決事項」について、未だ、運用を開始しておりません。お客様には、この点をご留意いただき、本書をお読みいただけますようお願い申し上げます。

敬具

平成28年10月1日

お客様各位

サンワード貿易株式会社

金オプション取引に関する売買数量の制限について

この度は、金オプション取引へのご参加をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

弊社では、金オプション取引について、下記のとおり、売買数量の制限を設けておりますので、大変恐縮ではございますが、ご理解をいただけますようお願い申し上げます。

記

【当社の金オプション取引に係る売買数量の制限】

当社では、原則として、お客様が、金オプション取引における売建玉の保有可能枚数を300枚までと制限しております。

お客様の取引において、上記の規制を超過する状態になった場合、当社は、お客様に通知することなく、お客様の取引をお客様の計算において、転売又は買戻しにより任意に処分することがありますので、ご注意ください。また、お客様の取引状況を鑑み、上記の規制を超過する状態となるご注文については、受けられない場合もあります。

以上

平成30年7月3日

各位

日本商品委託者保護基金

事務所移転のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当基金は7月23日付けで下記のとおり事務所を移転することとなりましたので、お知らせいたします。

敬 具

記

1. 新住所 〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番7号

東京商品取引所4階

電話 03(3668)3451(代表)

03(3668)3455(6階 調査・監査部)

FAX 03(3808)1246

メールアドレス info@hogokikin.or.jp

※電話(代表)、FAX、メールアドレス、役職員のメールアドレスの変更はございません。

2. 業務開始日 平成30年7月23日(月)

3. 最寄駅 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」1.3番より徒歩5分

東京メトロ日比谷線、都営浅草線「人形町駅」A5より徒歩7分

都営新宿線「馬喰横山駅」A3より徒歩6分

東京メトロ銀座線、半蔵門線「三越前駅」A4より徒歩13分



受託契約準則の変更新旧条文対照表

旧条文を新条文に変更する。

新条文	現行
<p>(RSSの取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)</p> <p>第40条の8 委託者は、RSSの取引を申告受渡により決済しようとするときは、本所の定める取引受渡証拠金を当該決定日に差し入れ又は預託するものとする。ただし、売方の委託者にあつては、受渡日から、買方の委託者にあつては、受渡代金及び諸勘定相当額を受託取引参加者に差し入れた日から当該受渡証拠金の預託を要しない。</p>	<p>(取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)</p> <p>第40条の8 委託者は、取引を申告受渡により決済しようとするときは、本所の定める取引受渡証拠金を当該決定日に差し入れ又は預託するものとする。ただし、売方の委託者にあつては、受渡日から、買方の委託者にあつては、受渡代金及び諸勘定相当額を受託取引参加者に差し入れた日から当該受渡証拠金の預託を要しない。</p>
<p>(TSRの受渡しによる決済の特例)</p> <p>第40条の9 <u>TSRの取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当月限納会日（申告受渡にあつては、当該決定日）に差し入れ又は預託するものとし、その期間は本所の定める日までとする。</u></p> <p>3 <u>前項の取引受渡証拠金を差し入れ又は預託した後において、本所がその基準額を変更したときは、売方買方の双方又はその一方の委託者は、受託取引参加者の請求に基づき取引受渡証拠金の追加額を差し入れ又は預託するものとする。</u></p> <p>4 <u>委託者は、売方であるときは受渡日の前営業日の午後4時までに受渡しにより決済しようとする売付けに係る受渡書類を、買方であるときは船積日の前営業日の午後4時までに受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託取引参加者に差し入れるものとする。</u></p> <p>5 <u>受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、本所の商品市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金を、買方である委託者に対しては本所の商品市場における受渡しにおいて受領した受渡書類を交付しなければなら</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新条文	現行
<p><u>ない。</u></p> <p>6 <u>受託取引参加者は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>取引の種類</u></p> <p>(2) <u>上場商品構成品の銘柄</u></p> <p>(3) <u>限月</u></p> <p>(4) <u>売付け又は買付け年月日</u></p> <p>(5) <u>売買枚数</u></p> <p>(6) <u>船舶名</u></p> <p>(7) <u>船積日</u></p> <p>(8) <u>受渡場所</u></p> <p>(9) <u>成立した取引の約定値段</u></p> <p>(10) <u>受渡代金</u></p> <p>(11) <u>受渡値段</u></p> <p>(12) <u>諸勘定</u></p> <p>(13) <u>新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料</u></p> <p>(14) <u>差引受払金</u></p> <p>7 <u>法第 220 条第 1 項ただし書きの規定及び法第 220 条の 4 の規定は、前項の通知について準用する。</u></p> <p>8 <u>第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、第 6 項の書面による通知について準用する。</u></p> <p>9 <u>前各項に規定する場合のほか、必要な事項については本所の業務規程によるものとする。</u></p>	

附則

第 40 条の 9（T S R の受渡しによる決済の特例）の新設規定及び第 40 条の 8（取引証拠金の差し入れ又は預託の特例）の変更規定は、平成 30 年 10 月 9 日又は商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 156 条第 1 項の認可を受けた日（平成 30 年 10 月 5 日）のいずれか遅い日から施行する。

受託契約準則の変更新旧条文対照表

旧条文を新条文に変更する。

新条文	現行
<p>(取次者の遵守事項等) 第37条 (現行どおり)</p> <p>2 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するに際して、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 取次者は、取次委託者に対して本所諸規則等の遵守を義務づけることとし、本所から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に関し必要な資料(業務規程第123条に規定する帳簿、書類又はその他の資料)を提出し、かつ、その説明を行い又は本所が当該取次者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件の監査を行うことに応じること。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p>	<p>(取次者の遵守事項等) 第37条 第1条第2項の規定により取次者と取次委託者との間において商品市場における取引の委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定(第1条第2項(本文)、第5条第4項、第16条第3項、第4項及び第6項、第33条第2項、第35条、前条、第40条、第40条の3、第40条の4、第40条の5第4項並びに第45条第2項第1号ただし書き、第2号、第3号及び第3項第2号を除く。)を準用するものとする。</p> <p>2 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するに際して、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 取次者は、取次委託者に対して本所諸規則等の遵守を義務づけることとし、本所から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に関し必要な資料を受託取引参加者を通じて提出すること。</p> <p>(2) 取次者は、受託取引参加者に自己の計算をもってする取引と取次委託者に係る取引と区分して指示を行うこと。</p> <p>(3) 取次者は、受託取引参加者に対し差し入れ又は預託する証拠金について、取次委託者から差し入れを受けた取引証拠金、委託証拠金若しくは第1項において準用する第10条の2の規定に基づく当該取次委託者の直接預託LG契約に係る契約預託金額又は取次委託者から取次証拠金の預託を受けて差し入れた取引証拠金又は委託証拠金の区分並びにそれぞれの額及び取次委託者の取引証拠金維持額の総額について営業日ごとに通知すること。</p> <p>(4) 取次者は、第5条第4項に掲げる取引の委託の取次ぎを行わないこと。</p>

新条文	現行
<p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>取次者は、取次委託者が取引証拠金若しくは委託証拠金を差し入れた場合、取次証拠金を預託した場合又はオプション取引の取引代金、当該取引代金相当額及び権利行使差金（以下この項において「オプション取引の取引代金等」という。）を差し入れた場合は、第1号から第4号までに掲げる金額の合計額から第5号に掲げる金額を減じて得た額以上の額について、当該差し入れ又は預託を受けた日（以下この項において「当日」という。）の受託取引参加者が指定する時限までに、当該受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。この場合、第11条第2項に基づき受託取引参加者に差し入れ又は預託する取引証拠金の額は、当日に当該受託取引参加者に差し入れ又は預託した取引証拠金の額を減じた額とする。</u></p> <p>(1) <u>取次委託者が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額</u></p> <p>(2) <u>取次委託者が委託証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額に相当する額</u></p> <p>(3) <u>取次委託者が取次証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額に相当する額</u></p> <p>(4) <u>取次委託者が差し入れたオプション取引の取引代金等の額</u></p> <p>(5) <u>前4号において、当該取次委託者が負担すべき額で取次者が必要と認める額</u></p> <p>5 <u>取次者は、取次委託者が受渡しの決済のための金銭又は有価証券その他の物（以下この項において「受渡代金等」という。）を差し入れた場合にあっては、当該受渡代金等を、当該取次委託者の代理人として、当該受渡代金等の差し入れを受けた日の受託取引参加者が指定する時限までに、当該受託取引参加者に差し入れるものとする。</u></p> <p>6 (現行どおり)</p>	<p>3 第7条第2項の規定は、取次証拠金について準用する。 <u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>4 取次者は、次の各号に該当する場合であつて本所が当該取次者(以下「移管元取次者」という。)の取引の委託の取次ぎに係る建玉を取次先受託取</p>

新条文	現行
<p>7 (現行どおり)</p> <p>8 第6項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金(直接預託に限る。)は、移管先受託取引参加者等(取次者にあつては取次者及び取次先受託取引参加者)を代理人として清算機構に預託したものとしてみなす。</p> <p>9 第6項の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他本所又は清算機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者等、本所又は清算機構に対して異</p>	<p>引参加者、取次先受託取引参加者の他の取次者、他の受託取引参加者又は他の受託取引参加者の取次者(以下この条において「移管先受託取引参加者等」という。)へ移管を行わせることとなったときは、その旨を取次委託者へ通知しなければならない。</p> <p>(1) 移管元取次者と移管先受託取引参加者等(取次者にあつては取次先受託取引参加者を含む。以下本号及び次号において同じ。)との間で、すべての取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について移管元取次者の取次委託者から同意を得るとともに当該契約について本所に対し移管元取次者の取次先受託取引参加者及び移管先受託取引参加者等(取次者にあつては取次先受託取引参加者)から届け出されている場合</p> <p>(2) 移管元取次者、当該移管元取次者の取次委託者及び移管先受託取引参加者等との間で、当該取次委託者の取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について本所に対し移管元取次者の取次先受託取引参加者及び移管先受託取引参加者等(取次者にあつては取次先受託取引参加者)から届け出されている場合</p> <p>5 前項の建玉の移管が行われることとなったときは、取次委託者は、移管先受託取引参加者等へ第4条に基づく書面を差し入れるものとする。ただし、現に当該移管先受託取引参加者等に当該書面を差し入れている場合は、この限りでない。</p> <p>6 第4項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金(直接預託に限る。)は、移管先受託取引参加者等(取次者にあつては取次者及び取次先受託取引参加者)を代理人として清算機構に預託したものとしてみなす。</p> <p>7 第4項の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他本所又は清算機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者等、本所又は清算機構に対して異</p>

新条文	現行
議を申し立てることができない。	議を申し立てることができない。

附則

第37条（取次者の遵守事項等）の変更規定は、平成30年10月9日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成30年10月9日）のいずれか遅い日に施行する。